

岩手県選挙管理委員会告示第17号

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年3月7日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示
 県議会議員及び知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程（平成6年岩手県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>県議会議員及び知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程 （選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出）</p> <p>第1条 県議会議員及び知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年岩手県条例第3号。以下「条例」という。）第2条又は第6条の適用を受けようとする者は、条例第3条又は第7条の有償契約を締結した場合には、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、当該契約に関する書面の写しを添えて、条例第3条又は第7条の届出をしなければならない。</p> <p>2 [略] （選挙運動用自動車の使用等の公営の確認申請等）</p> <p>第2条 候補者（前条第1項の届出をした者に限る。以下同じ。）は、条例第4条第2号イ又は第8条の確認を受けようとする場合には、県選挙管理委員会に対し確認申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 [略] （燃料供給業者等への確認書の提出）</p> <p>第3条 候補者は、前条第1項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第2項の確認書を、条例第3条の有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者（以下「燃料供給業者」という。）又は条例第7条の有償契約を締結したポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）に提出しなければならない。</p> <p>（契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出）</p> <p>第4条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書又はポスター作成証明書を、条例第3条の有償契約を締結した一般乗</p>	<p>県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する規程 （選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出）</p> <p>第1条 県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年岩手県条例第3号。以下「条例」という。）第2条、第6条又は第9条の適用を受けようとする者は、条例第3条、第7条又は第10条の有償契約を締結した場合には、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、当該契約に関する書面の写しを添えて、条例第3条、第7条又は第10条の届出をしなければならない。</p> <p>2 [略] （選挙運動用自動車の使用等の公営の確認申請等）</p> <p>第2条 候補者（前条第1項の届出をした者に限る。以下同じ。）は、条例第4条第2号イ、第8条又は第11条の確認を受けようとする場合には、県選挙管理委員会に対し確認申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 [略] （燃料供給業者等への確認書の提出）</p> <p>第3条 候補者は、前条第1項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第2項の確認書を、条例第3条の有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者（以下「燃料供給業者」という。）、条例第7条の有償契約を締結したビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）、又は条例第10条の有償契約を締結したポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）に提出しなければならない。</p> <p>（契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出）</p> <p>第4条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書、ビラ作成証明書又はポスター作成証明書を、条例第3条の有償契約</p>

用旅客自動車運送事業を営業者その他の者又はポスター作成業者（以下「契約業者等」という。）に提出しなければならない。

2 前項の選挙運動用自動車使用証明書及びポスター作成証明書は、それぞれ様式第4号及び様式第5号により作成しなければならない。

（請求書の提出）

第5条 契約業者等は、条例第4条又は第8条の請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項の選挙運動用自動車使用証明書又はポスター作成証明書（燃料供給業者又はポスター作成業者にあつては、当該証明書のほかに第2条第2項の確認書）を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、様式第6号により作成しなければならない。

様式第1号（その1）（第1条関係）

[略]

様式第1号（その2）（第1条関係）

[略]

様式第2号（その1）（第2条関係）

[略]

下記の自動車燃料代につき、県議会議員及び知事選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので、申請します。

[略]

様式第2号（その2）（第2条関係）

[略]

下記のポスター作成枚数につき、県議会議員及び知事選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので、申請します。

[略]

様式第3号（その1）（第2条関係）

[略]

県議会議員及び知事選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、下記の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内であることを確認する。

[略]

様式第3号（その2）（第2条関係）

を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者、ビラ作成業者又はポスター作成業者（以下「契約業者等」という。）に提出しなければならない。

2 前項の選挙運動用自動車使用証明書、ビラ作成証明書及びポスター作成証明書は、それぞれ様式第4号、様式第5号及び様式第6号により作成しなければならない。

（請求書の提出）

第5条 契約業者等は、条例第4条、第8条又は第11条の請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項の選挙運動用自動車使用証明書、ビラ作成証明書又はポスター作成証明書（燃料供給業者、ビラ作成業者又はポスター作成業者にあつては、当該証明書のほかに第2条第2項の確認書）を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、様式第7号により作成しなければならない。

様式第1号（その1）（第1条関係）

[略]

様式第1号（その3）（第1条関係）

[略]

様式第2号（その1）（第2条関係）

[略]

下記の自動車燃料代につき、県議会議員又は知事選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので、申請します。

[略]

様式第2号（その3）（第2条関係）

[略]

下記のポスター作成枚数につき、県議会議員又は知事選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので、申請します。

[略]

様式第3号（その1）（第2条関係）

[略]

県議会議員又は知事選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、下記の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内であることを確認する。

[略]

様式第3号（その3）（第2条関係）

[略]
 県議会議員及び知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第8条の規定に基づき、下記のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。
 [略]

様式第5号（第4条関係）

[略]

様式第6号（その1）（第5条関係）

[略]
 県議会議員及び知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。
 [略]

[略]

様式第6号（その2）（第5条関係）

[略]
 県議会議員及び知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第8条の規定により、下記の金額の支払を請求します。
 [略]

[略]

[略]
 県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第11条の規定に基づき、下記のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。
 [略]

様式第6号（第4条関係）

[略]

様式第7号（その1）（第5条関係）

[略]
 県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。
 [略]

[略]

様式第7号（その3）（第5条関係）

[略]
 県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第11条の規定により、下記の金額の支払を請求します。
 [略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号（その1）の次に次の1様式を加える。

様式第1号（その2）（第1条関係）

年 月 日

岩手県選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行岩手県知事選挙
 候補者 氏 名[㊤]

ビラ作成契約届出書

下記のとおりビラの作成契約を締結したので、届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	

注 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第2号（その1）の次に次の1様式を加える。

様式第2号（その2）（第2条関係）

年 月 日

岩手県選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行岩手県知事選挙

ビラ作成枚数確認申請書

下記のビラ作成枚数につき、県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので、申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(A)	枚	枚
今回の枚数(B)	枚	枚
枚数計(A)+(B)	枚	枚
備 考		

備考1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から県選挙管理委員会に提出してください。

2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

3 前回までの累積枚数は、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

様式第3号(その1)の次に次の1様式を加える。

様式第3号(その2)(第2条関係)

<p>確認番号</p> <p style="text-align: center;">ビラ作成枚数確認書</p> <p>県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第8条の規定に基づき、下記のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">岩手県選挙管理委員会委員長 氏 名[㊟]</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 年 月 日執行岩手県知事選挙 2 候補者の氏名 3 確認枚数 枚 <p>注1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、県に支払を請求することはできません。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第5号(第4条関係)

<p style="text-align: center;">ビラ作成証明書</p> <p>下記のとおりビラを作成するものであることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">年 月 日執行岩手県知事選挙 候補者 氏 名[㊟]</p>

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

- 備考1 この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
- (1) 枚数 145,000枚
- (2) 限度額
- ア 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 7円30銭(単価)×当該作成枚数=限度額
- イ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
- $$\frac{365,000\text{円} + 4\text{円}88\text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価} \dots 1\text{銭未満の端数は切上げ}$$
- 単価×当該作成枚数=限度額

様式第7号(その1)の次に次の1様式を加える。

様式第7号(その2)(第5条関係)

年 月 日

請求書
(ビラの作成)

岩手県知事 様

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては ㊤
その代表者の氏名

県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第8条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳
別紙請求内訳書のとおり。
- 3 年 月 日執行岩手県知事選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 銀行名、口座名及び口座番号
- 注1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。

請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が 50,000 枚以下の場合 7円30銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が 50,000 枚を超える場合

365,000円 + 4円88銭 × (当該作成枚数 - 50,000)

----- 1銭未満の端数は切上げ

当該作成枚数

2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

附 則

1 この告示は、平成19年3月22日から施行する。

2 この告示による改正前の県議会議員及び知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の様式による申請書等は、この告示による改正後の県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する規程の様式による申請書等とみなす。